

証券コード 8119
(発送日)2024年6月12日

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目1番2号
株式会社 三栄コーポレーション
代表取締役 水 越 雅 己
社 長

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyaicorp.com/ir/shareholders.html>



また、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「三栄コーポレーション」

または「コード」に当社証券コード「8119」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」

を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」(5頁)に従いまして、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時 (受付開始予定時刻：午前9時)
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階 北斎
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件決議事項
第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5)不統一行使は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面および電磁的方法で当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれては、日頃より当社グループへの格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。第75回定時株主総会を、2024年6月27日木曜日に開催いたしたく、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループでは、三か年の中期経営戦略『SANYEI 2025』の初年度にあたる当連結会計年度(2023/4/1～2024/3/31)について、不採算事業の整理を含めた事業改革の強化、見直し徹底にも鋭意取り組み、売上総利益率や販管費率の改善など、収益基盤の強化が確実に進展できたことで、売上高366億8千8百万円、経常利益12億4千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益5億3千8百万円となり、4期ぶりの最終黒字を回復することができました。

以上の業績を踏まえまして、当連結会計年度の期末配当については、一株当たり70円とし、中間配当として実施した一株当たり10円と合わせた年間配当額で80円（昨年度から60円の増配）とさせていただきます。合わせて、先日、利益配分・配当決定に関する基本方針につきましても改定をお知らせしております。

今後も当社グループでは、当社創業時からの『随縁の思想』を企業理念とし、株主の皆さまとのご縁を大切にしつつ、売上高500億円、経常利益20億円の達成を最終年度2025年度の目標に掲げた中期経営戦略『SANYEI 2025』の達成に向けて、役職員一丸となって邁進してまいります所存でございます。

引き続きの株主の皆さまの変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年6月



株式会社三栄コーポレーション
代表取締役社長 水越 雅己

1. 株主総会ライブ中継について

- ・当社の株主総会の模様はご自宅などでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を行います。ライブ中継を通じて議決権行使およびご質問を承ることはできません。郵送・インターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

URL : <https://www.net-presentations.com/75/>

ユーザ名 : *****

パスワード : *****



※上記、URLもしくはQRコードよりアクセスいただき、ユーザ名、パスワードを入力してください。

※ライブ中継は2024年6月27日午前9時45分から、株主総会終了時までとなります。

※ライブ中継の録画・撮影や保存、URL・ユーザ名・パスワードの外部公開はご遠慮ください。

※ご視聴いただく際の通信費等は株主様のご負担となります。

2. ご来場の際してのお願い

- ・ご来場の際は、お早目にお越しください。
- ・大きなお荷物(キャリーバッグなど)をお持ちの方は、会場受付付近のクロークをご利用ください。
- ・当日のご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人(議決権を有する株主様)の方1名に限ります。
- ・カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ・ご出席いただいた株主様にお土産をご用意しております。なお、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主様一人に対し1つとさせていただきますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

3. インターネットによる事前質問の受付

- ・本株主総会に関する株主様からのご質問を、以下のとおりお受けいたします。いただいたご質問については、本株主総会および当社ウェブサイトにてご回答いたします。なお、取り上げることができなかったご質問については、今後の経営の参考にさせていただきます。

URL : <https://v.sokai.jp/8119/2024/sanyaicorp/>

受付期間 : 2024年6月12日午前9時00分~20日午後5時30分入力分



※ログインには、ID(株主番号9桁)とパスワード(株主様のご登録住所の郵便番号7桁)が必要になりますので、議決権行使書ご投函前に必ず株主番号をお手元にお控えください。なお、ご登録住所とは2024年3月末時点での郵送物の送付先住所になります。

※事前質問受付サイトは、毎日午前1時から午前5時まで保守・点検のためご利用を休止いたします。

4. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会開催日時・会場

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

第一ホテル両国
5階 北斎

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

受付開始予定時刻：午前9時

株主総会にご出席いただけない株主様

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

※各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、“賛”の表示があったものとして取り扱います。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

※行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早目にご投函くださいますようお願いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

インターネットで議決権を行使される場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分受付分まで

詳細は6～7頁をご覧ください。

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○○ 御中

××××年 ×月××日

(可取極)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

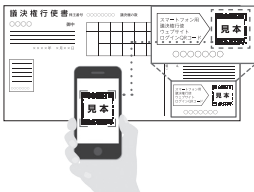
○○○○○○○


◆インターネットによる議決権行使のご案内


インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。スマートフォン・タブレット端末やパソコンでご利用いただけます。携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。


議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(1)スマートフォンでの議決権行使の手順

①  議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

②  表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

③  画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④  確認画面で問題がなければ「この内容で行使する」ボタンを押して議決権行使完了！

議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(2)パソコンでの議決権行使の手順

1

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

●本サイトの利用にはインターネット環境が必要です。
●本サイトの利用には最新のブラウザが必要です。
●本サイトの利用には最新のOSが必要です。
●本サイトの利用には最新のセキュリティソフトが必要です。
●本サイトの利用には最新のJavaが必要です。
●本サイトの利用には最新のFlashが必要です。

次へ>>>

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス!

2

*** ログイン ***

●本サイトの利用には最新のブラウザが必要です。
●本サイトの利用には最新のOSが必要です。
●本サイトの利用には最新のセキュリティソフトが必要です。
●本サイトの利用には最新のJavaが必要です。
●本サイトの利用には最新のFlashが必要です。

議決権行使コード

パスワード

ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック!

3

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

●本サイトの利用には最新のブラウザが必要です。
●本サイトの利用には最新のOSが必要です。
●本サイトの利用には最新のセキュリティソフトが必要です。
●本サイトの利用には最新のJavaが必要です。
●本サイトの利用には最新のFlashが必要です。

現在のパスワード

新しいパスワード

登録

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力の上、「新しいパスワード」を設定し、「登録」をクリック!

▶▶ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご留意事項

- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

[内外環境]

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類引き下げ以降、経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要は回復基調を維持しました。企業収益の上昇を受け、雇用・所得環境も改善が見られはじめましたが、原材料・資源価格の上昇や円安基調は期を通して継続し、これらに端を発した物価上昇が家計の重しとなっており、本格的な景気回復には道半ばに終わった一年となりました。

[主要施策]

新型コロナウイルス感染症の分類引き下げ以降、経済活動の正常化が進んでいますが、当社グループでは、こうした環境変化に対応し、新たな成長フェーズを確固たるものとするための施策として、当連結会計年度を起点とする3カ年の中期経営戦略『SANYEI 2025』を策定し、そこで掲げた目標の達成に向けて、事業改革の強化、見直しの徹底に鋭意取り組んでまいりました。

中期経営戦略『SANYEI 2025』では、「グループ事業構造、事業ポートフォリオの見直し」「スピード感のある新規取組みの促進」「ワークライフバランス」「ガバナンスの強化」を重点施策として掲げ、最終年度の2025年度までに売上高500億円、経常利益20億円（経常利益率4%）の達成を数値目標としています。

中期経営戦略『SANYEI 2025』初年度となる当連結会計年度の業績としては、巣ごもり需要の大幅な縮小や欧州景気低迷などを背景に連結売上高は前期比減少となりましたが、黒字体質の確立に向けて、売上総利益率や販管費率の改善など収益基盤の強化が着実に進展したとともに、不採算事業からの撤退など思い切った事業構造改革にも着手しました。

なお、以下に掲げている3つの成長ドライバーは、今後も中期経営戦略の成長戦略を支える注力分野として、経営資源を投入し、早期の事業拡大・収益化を図ってまいります。

- ① 海外取引の拡大
- ② EC事業の強化
- ③ 「健康と環境」に則ったサステナブルビジネスの追求

[連結業績]

当連結会計年度の売上高は、前期比5.1%減少の366億8千8百万円となりました。個人消費の回復や右肩上がりのインバウンド需要を背景に、外出・トラベル関連商材を中心とした服飾雑貨事業セグメントの売り上げが前期比伸長しました。一方で、巣ごもり需要の大幅な縮小や、欧州景気低迷を主因とした海外拠点での減収を背景に、家具家庭用品事業セグメントの売り上げが前期比大きく減少しました。

利益面につきましては、売上高は減少となったものの、収益力の改善に注力した結果、売上総利益率が改善し、売上総利益は前期比3億2千万円増加の97億4千6百万円となりました。営業利益につきましては、店舗経費の減少やグループ基幹システムに係る減価償却費の減少など、販管費が前期比6億4百万円減少したことから、前期比9億2千5百万円増加の11億6千3百万円となりました。経常利益は、営業増益や為替差損の減少を主因として、前期比9億8千9百万円増加の12億4千8百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、ブランド販売子会社の整理損や減損損失など約3億円の特別損失を計上したものの、前期比6億9千6百万円増加の5億3千8百万円となり、4期ぶりの最終黒字となりました。

[セグメント別業績]

(家具家庭用品事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比21.6%減少の172億9千9百万円となりました。OEM事業では、巣ごもり需要の大幅な縮小や欧州景気低迷の影響を受け、国内外で売り上げが大きく減少しました。ブランド事業においては、「MINT（ミント）」などの家具・インテリアのネットショップの売り上げは前年水準を維持しましたが、ドイツのテーブルウェアブランド「Villeroy&Boch（ビレロイアンドボッホ）」等を取扱う(株)エッセンコーポレーションは前期比減少しました。なお、事業ポートフォリオ見直しの一環で、(株)エッセンコーポレーションは事業を当社に承継し、2024年2月に会社を解散いたしました。

セグメント利益については、売上総利益率の改善や販管費は減少したものの、売上高の減少を主因として、前期比2億1千2百万円減少の6億5千3百万円となりました。

(服飾雑貨事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比27.4%増加の140億3千9百万円となりました。3月の訪日外国客数が単月で過去最高となるなど、右肩上がりのインバウンド需要を背景に、外出・トラベル関連商材の売り上げが前期比大幅に増加しており、特にOEM事業において売上高を押し上げました。ブランド事業においても、ベルギーのプレミアム・カジュアルバッグブランド「Kipling (キプリング)」を販売する(株)L&Sコーポレーションの売り上げが増加しましたが、ドイツのコンフォートシューズブランド「BIRKENSTOCK (ビルケンシュトック)」等の小売事業を行う(株)ベネクシーは、オリジナルブランドの開発や新ブランドの取り込みを進める事業再編の途上にあり、前期比減少となりました。

セグメント利益については、売上高の増加に加え、(株)L&Sコーポレーションでの採算性向上も寄与し、前期比9億2千3百万円増加の13億8千4百万円となりました。

(家電事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比4.8%減少の36億8千5百万円となりました。OEM事業では、上半期は季節商品の売り上げが好調に推移しましたが、下半期ではその反動を受け、前期比減少となりました。ブランド事業においては、巣ごもり需要の縮小や海外販売の伸び悩みにより、調理家電の売り上げは苦戦を強いられましたが、主にドライヤーの売り上げが好調に推移したことで理美容家電の売り上げは伸長し、前期比増加となりました。

セグメント利益については、売上高は減少したものの、売上総利益率の改善や販管費の削減により、前期比1億5千4百万円改善し、2億2千1百万円の損失となりました。

セグメント別売上状況

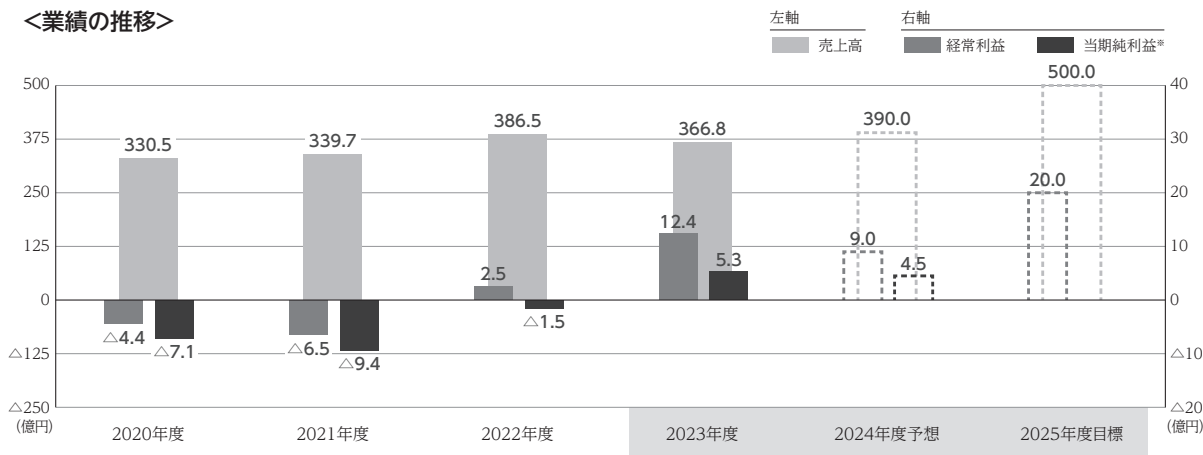
セグメントの名称	売上高	構成比	前期比
家具家庭用品事業	17,299百万円	47.2%	△21.6%
服飾雑貨事業	14,039百万円	38.3%	27.4%
家電事業	3,685百万円	10.0%	△4.8%
報告セグメント計	35,024百万円	95.5%	△5.2%
その他	1,663百万円	4.5%	△1.7%
合計	36,688百万円	100.0%	△5.1%

【中期経営戦略の進捗について】

中期経営戦略『SANYEI 2025』の初年度であった2023年度は、売上総利益率の改善、販管費の削減や、一部のブランド販社の事業を見直し、当社に吸収あるいは承継することで、重点施策の1つである低採算性事業の整理促進も進められ、当期純利益ベースでは4期ぶりの黒字を回復しました。一方、成長ドライバーとして掲げていた海外取引の拡大では、欧州や中国の景気低迷を受け売上高が減少し、今後の課題がより鮮明になりました。

2年目となる2024年度においても、これまで進めてきた戦略を推進していきます。事業ポートフォリオの見直しで掲げた低採算性事業の整理促進では、オリジナルブランドの開発や新ブランドの取り込みを進めている小売事業をメインとする(株)ベネクシーの事業再編が次のステージを迎え今暫くの時間と投資が必要と見ていますが、成長ドライバーであるEC事業では売上の拡大を見込んでいること、またこれまで種をまいてきたサステナブルビジネスなどの新規取組みの受注も見込まれ、現時点における2024年度の通期予想は、売上高39,000百万円、経常利益900百万円、親会社株主に帰属する当期純利益450百万円としています。

『SANYEI 2025』最終年度となる2025年度に向けて、海外も含めた更なる売上面での施策強化や、小売事業の立て直しによる収益強化が課題となるため、グループ連携をより一層推し進め、M&Aの検討も含めて様々なチャレンジを全事業セグメントにて行い、売上高500億円、経常利益20億円の達成に向けて邁進します。



現中期経営戦略『SANYEI2025』

(2) 資金調達の状況

当社グループの主要な資金需要は、棚卸資産の購入のほか、人件費、販売費および一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内子会社との間でCMS(キャッシュマネジメントサービス)を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に社債の発行および長期借入金の実行もしております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一環として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期多通貨コミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は3億3千6百万円で、この主たるものは、店舗設備、金型投資および情報システム投資であります。

(4) 対処すべき課題

黒字体質の維持強化のため、当社グループの事業構造や組織体制を継続的に見直すことで、収益基盤や事業基盤の改善・強化を目指します。具体的な課題としては、次のとおりです。

①グループ事業構造の見直し

本社および内外関係会社それぞれの事業遂行上の役割を見直し、相互の関係強化と事業部制を強化する各種社内横断組織の確立を図り、また、経営企画機能の高度化も図ることにより収益基盤や事業基盤の改善・強化を目指します。

②事業ポートフォリオの見直し

採算性見極めの判断指標としてROICや在庫効率等をさらに重視し、事業の選択と集中および資本効率の向上を推し進めます。また、環境関連案件を始め今後成長が期待できる分野についても、PDCAサイクルの徹底により収益性を見極めること、さらに、新たなビジネスチャンスへの積極的な取組みにより、足元は元より将来も見据えた収益基盤の改善・強化を図ります。

③コスト構造の見直し

グローバルサプライチェーンの最適化による経費の低減に加えて、基幹システムの更なる活用によるグループ内業務の標準化と集約による効率化（コモンキッチン化）により、当社グループ全体のコスト低減を目指すことから、収益基盤の改善・強化に努めます。

④人的資本経営の推進

当社は、貿易を祖業とし、世界の様々な国に拠点を構えて事業を展開しており、これまでも、多種多様な価値観を理解・尊重し、認め合い、協力し合うことで、グループ全体の総合人材力を最大限に引き出して、企業価値を高めることに努めてきていますが、改めて、人材を利益を生む力と捉え、ジェンダーや年齢・国籍にかかわらず経営戦略に呼応した人材の採用や育成などを推し進めることで、事業基盤の改善・強化を目指します。

⑤働き方改革を推進する為の社内環境の整備

ワークライフバランスの推進など、従業員一人ひとりが生き生きとその能力を最大限に発揮できる安全で健康的な就労環境を確保し、心身ともに社員の健康増進を図ることができれば、自ずと企業の生産性向上に繋がるものと考えており、従来以上に、柔軟な働き方の整備を推進すると共に、待遇・福利厚生の充実や、グループ内人事交流の活性化などを通じて、事業基盤の改善・強化に努めます。

⑥内部管理体制の高度化

より迅速かつ果敢な意思決定を可能とする決裁権限体系の見直しや権限委譲をさらに推し進め、攻めのガバナンス体制の強化を行うとともに、内部統制システムの高度化を図ることにより守りのガバナンス体制を強化することで、事業基盤の改善・強化に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期	2023年度 第75期 (当連結会計年度)
売 上 高	33,050百万円	33,976百万円	38,654百万円	36,688百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△446百万円	△657百万円	258百万円	1,248百万円
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期純損失(△)	△717百万円	△945百万円	△158百万円	538百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△303.25円	△398.03円	△66.21円	225.84円
総 資 産	24,055百万円	20,782百万円	19,652百万円	21,227百万円
純 資 産	11,351百万円	10,104百万円	10,197百万円	11,495百万円
1 株 当 た り 純 資 産	4,747.70円	4,202.56円	4,217.42円	4,884.77円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により算出しております。
なお、自己株式数を除いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期	2023年度 第75期 (当事業年度)
売 上 高	20,310百万円	15,099百万円	15,159百万円	20,499百万円
経常利益又は 経常損失(△)	△233百万円	△479百万円	125百万円	843百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△699百万円	△511百万円	132百万円	446百万円
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	△295.60円	△215.34円	55.47円	187.57円
総 資 産	18,610百万円	15,306百万円	14,392百万円	16,445百万円
純 資 産	8,385百万円	7,223百万円	7,322百万円	8,387百万円
1株当たり 純 資 産	3,510.44円	3,007.54円	3,032.72円	3,573.21円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により算出しております。
なお、自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) ベネクシー	90百万円	100.0%	国内外フットウェアの販売、セレクトショップの運営
TRIACE LIMITED (香港)	HK \$ 15,000千	100.0%	生活用品の輸出入
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA)SDN.BHD. (マレーシア)	MYR 1,000千	100.0% (100.0%)	マットレス等製造・輸出販売
三暉国際貿易(上海)有限公司 (中国)	RMB 3,310千	100.0%	ハウスウェア、家具、ファッション、家電製品等の生活用品の輸出入、ならびに中国における国内販売
三發電器製品(東莞)有限公司 (中国)	RMB 16,693千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品の製造、家電ODM製品・自社製品の開発・製造
(株) ペピカ	100百万円	100.0%	ペットおよびペット用品の小売・輸出入、関連サービス

(注) 出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社17社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事業	主要な事業内容
家具家庭用品	リビング家具、ダイニング家具の企画・製造・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売、テーブルウェアの輸入販売
服飾雑貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売、国内外フットウェアの販売、セレクトショップの運営、ファッションバッグ等の輸入販売
家電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、ODM製品・自社製品の開発・製造・輸出
その他	ペットショップの運営、動物病院の運営 輸送資材、生活雑貨等の企画・販売、事務代行業務、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区
支	社	東京都台東区
事	業	福岡県福岡市

② 子会社

(株)ベネクシー	東京都千代田区、〔店舗〕 全国24か所
(株)L & S コーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 全国4か所
(株)ペピカ	千葉県市川市、〔店舗〕 首都圏7か所、 〔動物病院〕 千葉県松戸市、東京都葛飾区
(株)リリーベツト	千葉県市川市、〔動物病院〕 埼玉県さいたま市
(株)エッセンコーポレーション	東京都台東区
(株)サムコ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍、中国・大連市、青島市、上海市、 深圳市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三發電器製品(東莞)有限公司	中国・東莞市(工場)
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三暉国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市
台湾三栄貿易股份有限公司	台湾・台北市
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市、 セランゴール州(工場)
TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム・ホーチミン市
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(注)(株)エッセンコーポレーションは、2024年2月29日付にて解散し、清算手続き中です。

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
家具家庭用品事業	140 (71) 名	7名増 (17名減)
服飾雑貨事業	253 (80) 名	51名減 (14名減)
家電事業	77 (129) 名	10名減 (10名減)
その他	106 (27) 名	3名増 (―)
合計	576 (307) 名	51名減 (41名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	68名	13名(増)	46歳6か月	12年4か月
女性	53名	5名(増)	41歳1か月	8年2か月
合計	121名	18名(増)	44歳1か月	10年6か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役2名および国内・海外への出向者18名は含んでおりません。
2. 上記の従業員のほかに、契約社員49名を雇用しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱UFJ銀行	2,832百万円
(株) 三井住友銀行	1,088百万円
(株) みずほ銀行	485百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 8,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,552,946株 (自己株式218,859株を含む)
 (3) 当事業年度末日の株主数 2,927名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三栄コーポレーション取引先持株会	151千株	6.50%
(株)三菱UFJ銀行	114千株	4.89%
東銀リース(株)	111千株	4.78%
S M B C 日興証券(株)	75千株	3.22%
(株)三井住友銀行	63千株	2.70%
三栄グループ従業員持株会	59千株	2.55%
水谷裕之	55千株	2.39%
秋元利規	55千株	2.36%
綜通(株)	49千株	2.13%
村瀬司	42千株	1.84%

- (注) 1. 当社は、自己株式を218,859株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
 2. 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式218,859株を除いて算出しております。また、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役	4,600株	4名
監査等委員である取締役	2,900株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、4.(3)の⑤および4.(3)の⑫に記載しております。

<ご参考> 政策保有株式の保有方針

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる企業の株式を政策的に取得・保有することを政策保有株式の方針とします。政策保有株式については、株式を安定的に保有することにより取引関係の強化が図られることを通じて、当社の企業価値向上に寄与する場合のほか、発行企業への経営参画を通じた企業価値向上を企図する場合などがあります。なお、保有による便益や経済合理性あるいは資本効率の観点から、保有の合理性を総合的に判断するため、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性的・定量的な検証を行います。検証の結果、継続保有に適さないと判断した政策株式については売却あるいは縮減を進めます。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	1名 5個 —	1名 4個 —	1名 4個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,000株	800株	800株
権 利 行 使 期 間	2005年7月1日から 2035年6月30日まで	2006年8月2日から 2036年8月1日まで	2007年8月2日から 2037年8月1日まで
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	2名 12個 —	2名 20個 —	2名 13個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	2,400株	4,000株	2,600株
権 利 行 使 期 間	2008年8月2日から 2038年8月1日まで	2009年8月4日から 2039年8月3日まで	2010年8月3日から 2040年8月2日まで
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	2名 14個 —	2名 13個 —	2名 9個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	2,800株	2,600株	1,800株
権 利 行 使 期 間	2011年8月2日から 2041年8月1日まで	2012年8月2日から 2042年8月1日まで	2013年8月2日から 2043年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	2名 12個 —	2名 9個 —	2名 8個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	2,400株	1,800株	1,600株
権 利 行 使 期 間	2014年8月4日から 2044年8月3日まで	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	2016年8月2日から 2046年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第13回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 9個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,800株
権利行使期間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。

- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
 - ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
 - ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
2. 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数は新株予約権1個につき200株となりました。

(2) **当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
水越 雅己	代表取締役社長		
小林 敬幸	取締役会長		
高橋 哲也	取締役	総務・人事本部長	TRIACE LIMITED 董事長 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長 三栄貿易(深圳)有限公司董事長 三栄洋行有限公司董事長 台湾三栄貿易股份有限公司董事長
上瀧 準也	取締役	営業本部長 家具事業部長 SC業務推進部長 東京支社長	
清水 誠二	取締役 (監査等委員・常勤)		
杉田 雪絵	取締役 (監査等委員)		杉田公認会計士事務所代表 ㈱あゆむアドバイザー代表取締役 中野冷機㈱社外監査役 マクニカホールディングス㈱ 社外監査役 一般財団法人さいたま住宅検査 センター監事
山崎 雄一郎	取締役 (監査等委員)		みとしろ法律事務所代表弁護士 東京家庭裁判所調停委員 サイバー大学IT総合学部客員教授 埼玉県所沢市いじめ問題対策委員 ㈱オリコプロダクトファイナンス 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)杉田雪絵氏および取締役(監査等委員)山崎雄一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)清水誠二氏は、当社での長年に亘る管理本部長の経験から、財務・会計、コンプライアンス等管理面に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)杉田雪絵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)山崎雄一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、報告の受領や会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)杉田雪絵氏および取締役(監査等委員)山崎雄一郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、取締役水越雅己氏、取締役小林敬幸氏、取締役高橋哲也氏、取締役上瀬準也氏、取締役清水誠二氏、取締役杉田雪絵氏、取締役山崎雄一郎氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各取締役は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害(損害賠償金および争訟費用)を補償します。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)杉田雪絵氏および取締役(監査等委員)山崎雄一郎氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

(3) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

《役員報酬制度》

①役員報酬制度の基本方針

当社の企業理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。また、透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会は、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定しております。

②監査等委員でない取締役の役職ごとの報酬方針

(i) 社長の固定報酬

基礎報酬に、過年度の支給実績を踏まえた中長期実績見合いを加算して月の固定報酬とします。

(ii) 社長の業績連動報酬

短期の業績連動報酬として、「短期インセンティブ」(後述)で算出した金額を役員賞与とします。

(iii) 社長以外の監査等委員でない取締役の報酬

社長以外の監査等委員でない取締役の報酬については、月額報酬、役員賞与とともに、社長の金額を100%として、その職責に応じた支給割合を乗じた金額を目処としています。ただし、業績連動報酬については、各取締役の賞与査定結果を反映したものとなります。

③方針の決定権限を有する者の名称、権限の内容

役員報酬の方針の決定権限を有する機関は、取締役会です。取締役会は、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、役員報酬に関する基本的な考え方や構成、業績連動報酬に係る指標等を決定します。

④役員報酬の決定に関与する委員会

監査等委員でない取締役の報酬は、代表取締役より、指名・報酬委員会に上記の考え方に基づいて算出された個人別の諮問案が提出され、当該諮問案に対する同委員会の答申書等を踏まえて、取締役会で決定されます。

⑤業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針

取締役の報酬は、基本報酬となる固定月額報酬および単年度の業績連動報酬となる役員賞与に加えて、中長期インセンティブ(株式報酬)として、役位毎に定めた定額の報酬テーブルに見合う特定譲渡制限付株式(RS)の交付制度を採用しております。

なお、各報酬の支給割合は達成した業績および個人評価に応じて決定します。

⑥短期の業績連動報酬に係る指標

短期の業績連動報酬に係る指標は、単年度の連結経常利益とします。なお、短期インセンティブは、単年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬が該当し、役員賞与として支給します。

⑦指標を選択した理由

短期の業績連動報酬の指標は、グループ全体の経営成績が反映するよう当該年度の連結経常利益としています。

⑧業績連動報酬の額の決定方法

代表取締役による諮問案に基づき、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申、および監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決定します。

⑨監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行役員である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性相当分を加減した固定月額報酬を原則とします。

手続の概要は以下のとおりです。

代表取締役は、監査等委員会に監査等委員である取締役の月額報酬案を提案します。

監査等委員は、代表取締役から提案された月額報酬案を参考にして、監査等委員である取締役の月額報酬を協議の上、決定し、結果を取締役に報告します。

なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等の特定譲渡制限付株式 (RS)を交付します。

⑩取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役に対し報酬等を与える時期は、報酬の種類ごとの目的に応じて定めることとします。

生活基礎給としての基本報酬の支給時期は、毎月の従業員の給与支給日に合わせるものとします。

単年度の業績連動報酬としての役員賞与の支給時期は、原則として毎年1回、当該年度の定時株主総会が終了した日の翌営業日を目処とします。

取締役に対する中長期インセンティブとして、特定譲渡制限付株式 (RS)の交付時期は、特定譲渡制限付株式交付に関する規程に従い、取締役就任後間もない毎年7月20日を目処とします。

⑪最近事業年度における業績連動報酬に係る目標、実績

2023年度期初の業績予想：連結経常利益2億円

2023年度連結経常利益 12億円

⑫役員報酬等に関する株主総会決議

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員でない取締役8名です。なお、当該報酬限度額とは別枠として、特定譲渡制限付株式の交付に関しては、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額2千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員でない取締役8名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役3名です。なお、監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式交付に関しては、監査等委員でない取締役の場合と同様、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役3名です。

⑬直近年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会、委員会等の活動内容

2023年3月31日、指名・報酬委員会において、代表取締役が策定した報酬案について協議し、取締役会に答申書を提出しました。

2023年4月26日、監査等委員会は、指名・報酬委員会の答申に基づいて協議し、取締役会に意見書を提出しました。

2023年6月29日、取締役会は、指名・報酬委員会の答申書および監査等委員会の意見書を踏まえて、役員報酬を決議しました。

2023年6月29日、取締役会は、規定に基づいて、特定譲渡制限付株式交付を決議しました。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役	89	62	20	6	6
監査等委員である取締役	37	33	—	4	5
合 計	127	95	20	11	11

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
2.業績連動報酬等にかかる業績指標およびそれを選択した理由は、4.(3)の⑥および⑦のとおりです。その算定に用いた実績は4.(3)の⑩のとおりです。また当社の業績連動報酬は、4.(3)の②(ii)(iii)のとおりです。
3.非金銭報酬等の内容は、4.(3)の⑤および4.(3)の⑫のとおりです。
4.監査等委員でない取締役の報酬限度額および監査等委員である取締役の報酬限度額は、4.(3)の⑫のとおりです。
5.上記金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
6.上記(業績連動報酬等および非金銭報酬等を除く)には、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会で退任した監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	杉田雪絵	杉田公認会計士事務所代表 (株)あゆむアドバイザー代表取締役 中野冷機(株)社外監査役 マクニカホールディングス(株)社外 監査役 一般財団法人さいたま住宅検査 センター 監事	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	山崎雄一郎	みとしろ法律事務所代表弁護士 東京家庭裁判所調停委員 サイバー大学IT総合学部客員教授 埼玉県所沢市いじめ問題対策委員 (株)オリコプロダクトファイナンス 社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名 地位	出席状況、発言状況 および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
<p>杉田雪絵 社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>杉田社外取締役は、公認会計士として、財務会計アドバイザー業務や監査業務に加えて、企業内研修や外部セミナーの講師を務めるなど、監査・会計・経営に関する多面的で豊富な知見を有しています。また、社外役員としての経験も豊富であることから、業務執行に対する中立的・客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督と幅広い経営的視点から経営全般に関する前向きな助言等、適切な役割を果たして頂くことを期待しました。杉田社外取締役は、当事業年度就任後に開催された12回の取締役会の全てに出席し、たとえば、株主平等の原則を踏まえた株主優待の制度設計に関する発言、取締役会の効率的な運営方法に関する提案や取締役会の権限委譲推進に係る助言など、積極的に発言を行いました。また、就任後9回開催された監査等委員会にも全て出席し、取締役会による内部管理体制の整備・運用状況の監督方法に関する提言を行うなど、社外取締役としての役割を期待通り果たしました。</p>
<p>山崎雄一郎 社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>山崎社外取締役は、企業法務やコンプライアンスを専門とする弁護士として、企業不祥事に係る第三者委員会の委員長、法科大学院特任教授、最高裁司法研修所教官など、法曹実務・法曹養成に係る高い識見と豊富な経験を有しています。また、他社の社外取締役として、企業経営にも深く関与してきています。山崎社外取締役には、こうした多面的かつ豊富な知見を有する専門家として、あるいは、独立役員としての立場から、取締役会等における忌憚のないご意見や経営全般に関する助言等を期待しました。山崎社外取締役は、当事業年度就任後に開催された12回の取締役会の全てに出席し、たとえば、子会社吸収合併に関する法的視点からの提言、コンプライアンス・ヘルプライン制度や子会社経営管理体制に関して、当社グループの経営体制向上に関する助言など、積極的に発言を行いました。また、就任後9回開催された監査等委員会にも全て出席し、監査等委員会と内部監査室との連携に係る助言を行うなど、社外取締役としての役割を期待通り果たしました。</p>

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外役員の当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外取締役 (監査等委員)	20	18	－	2	4

(注)1.上記金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.上記(業績連動報酬等および非金銭報酬等を除く)には、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会で退任した社外取締役(監査等委員)2名を含んでおります。

<ご参考> 当社社外取締役の独立性判断基準

当社では、以下に掲げる要件を全て満たす場合に、独立性を有すると判断します。

- ・会社法が定める社外取締役の要件を満たすこと
- ・東京証券取引所の独立性基準に該当しないこと
- ・次に掲げる①から⑩までの要件のいずれにも該当しないこと
- ①現在および過去10年間において当社または当社グループ各社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員その他部長レベルの重要な使用人等)であった者
- ②当社の大株主(直接、間接に拘わらず、実質的に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(同上)に該当する者
- ③主要な取引先(当社の借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先)の業務執行者(同上)に該当する者
- ④主要な取引先(当社との取引が当社連結売上高あるいは連結収益の2%を超える取引先)の業務執行者(同上)に該当する者
- ⑤主要な取引先(当社との取引高が当該取引先の年間連結取引高の2%を超える取引先)の業務執行者に該当する者
- ⑥当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者に該当する者
- ⑦当社および当社グループ各社より、年間1,000万円を超える寄付や助成を受けている者あるいは法人の業務執行者(同上)に該当する者
- ⑧当社および当社グループの会計監査人の代表社員または社員に該当する者
- ⑨当社の社外役員としての任期が8年を超える者
- ⑩過去3年間において、上記②～⑧に該当する者あるいはその配偶者を含む二親等以内の親族である者

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの資料の入手および報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等について検討した結果、いずれも適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項および第3項の同意をしています。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の内容

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3か月
- ・課徴金納付命令に係る審判手続開始の決定（約96百万円）

③ 処分理由

- ・他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことによるもの。

なお、当社は以下の理由から、次期（第76期）の会計監査人として太陽有限責任監査法人を再任することを、取締役会において決議いたしました。

<『会計監査人再任にあたっての基本方針』に基づく評価の観点>

当社の『会計監査人再任にあたっての基本方針』に定める「監査報酬の妥当性」「会計監査人の適格性」「監査計画および監査実施状況の妥当性」「監査の方法および実施状況の適切性」「当年度パフォーマンス」等の観点から、金融庁処分に関する評価を除いて、当社の会計監査人として太陽有限責任監査法人を再任することに問題はないと判断いたしました。

<金融庁処分に関する評価の観点>

当社は、太陽有限責任監査法人から、処分の内容及び業務改善計画並びに業務改善報告の概要について説明を受け、業務改善計画についてはすでに着手され、一部の施策については完了していることを確認しており、同監査法人が金融庁の指導のもと、真摯に業務改善に取り組み、改善計画も着実に進展していると判断しています。従って、金融庁処分に関する評価の観点からも、同監査法人を当社の会計監査人として再任することに懸念はないと判断いたしました。

<監査等委員会による監査法人の評価>

会計監査人の品質管理の状況、監査チームの独立性・職業倫理、監査報酬の合理性、監査の有効性・効率性、コミュニケーションの状況等について個別に検証し、内部監査室や財務部等の社内関係部署へのヒアリングあるいは必要に応じて要請した書面での報告等も踏まえて、会計監査人の総合評価を行いました。さらに、今回の金融庁処分に係る事案の内容、処分の理由、監査法人としての対応姿勢や対応状況等も勘案した結果、太陽有限責任監査法人を会計監査人として再任することに懸念はないと評価しました。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- ①ガバナンス強化の一環として、CGコード83個全ての取組状況をまとめた「CGコード・ガイドライン」をレビューしアップデートを行いました。
- ②内部統制委員会のあり方やメンバー構成に関する議論を取締役会において複数回実施、従来以上に実効性を上げるための見直しとそれに関連する規定改定の方向性を定めました。
- ③関係会社事業の本社統合や、業務効率化を企図する事務フローの変更に伴い、内部統制文書の見直しを実施いたしました。
- ④役職員の意識向上を図るため、内部統制に関する社内啓発施策を継続して実施いたしました。
- ⑤経営の効率性向上およびコーポレートガバナンス強化等を推進するため、取締役会および主要会議体の決裁基準の見直しを行うとともに、さらなる決裁権限の委譲を実施いたしました。
- ⑥事務の正確性ならびに効率性向上のため、電子帳簿保存法対応として会計および関税関係帳簿書類等を電子化し、運用に関する諸規定を整備いたしました。
- ⑦グローバル管理の一環として、海外関係会社における個人情報保護に関する諸規定および就業規則の改定・整備を行いました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①利益配分に関する基本方針

当社グループは、縁に随って出会った人々がお互いに助け合うことを大切にする『随縁の思想』を企業理念としております。当社は、この企業理念の下、当社との縁を紡がれた株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。

利益配分に関しては、将来の事業展開や不測の事態に備える内部留保による経営基盤の維持強化だけでなく、持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に資するよう、人的資本への投資を含めた適切な投資の実施などを踏まえ、当社グループの財政状態、今後の業績動向や資金需要などを総合的に判断し決定します。

②配当決定に関する基本方針

株主の皆様に対する配当については、中間配当および期末配当の年2回を基本方針としており、年間配当金は、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%～50%を目処に実施します。なお、定款の定めにより株主総会から授権された取締役会において審議の上、決定します。

上記を踏まえて、2024年3月期の年間配当は中間配当1株当たり10円と合わせて、80円となりました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(15,819,990)	流動負債	(8,512,005)
現金及び預金	4,442,159	支払手形及び買掛金	2,005,695
受取手形	24,938	短期借入金	1,355,755
売掛金	6,308,168	1年内償還予定の社債	1,950,000
契約資産	1,993	1年内返済予定の長期借入金	1,150,000
商品及び製品	4,432,537	リース債務	36,292
仕掛品	33,042	未払法人税等	212,008
原材料及び貯蔵品	183,370	契約負債	85,546
前渡金	65,949	賞与引当金	281,734
前払費用	146,215	役員賞与引当金	21,600
その他の流動資産	190,158	未払金	784,194
貸倒引当金	△8,543	未払費用	313,567
固定資産	(5,407,660)	未払消費税等	77,499
有形固定資産	(1,693,625)	その他の流動負債	238,110
建物及び構築物	868,919	固定負債	(1,220,128)
機械装置及び運搬具	104,757	長期借入金	50,000
工具・器具及び備品	92,479	リース債務	30,333
土地	559,518	繰延税金負債	480,887
リース資産	916	再評価に係る繰延税金負債	48,964
建設仮勘定	0	退職給付に係る負債	386,520
その他の有形固定資産	67,033	役員退職慰労引当金	34,834
無形固定資産	(254,078)	資産除去債務	150,763
投資その他の資産	(3,459,956)	その他の固定負債	37,823
投資有価証券	3,000,178	負債合計	9,732,133
長期貸付金	62	〔純資産の部〕	
繰延税金資産	23,731	株主資本	(9,197,276)
その他の投資	472,920	資本金	1,000,914
貸倒引当金	△36,936	資本剰余金	687,929
資産合計	21,227,651	利益剰余金	7,973,032
		自己株式	△464,600
		その他の包括利益累計額	(2,204,210)
		その他有価証券評価差額金	1,510,205
		繰延ヘッジ損益	3,624
		土地再評価差額金	110,945
		為替換算調整勘定	579,435
		新株予約権	(47,745)
		非支配株主持分	(46,285)
		純資産合計	11,495,517
		負債純資産合計	21,227,651

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		36,688,565
売上原価		26,941,780
売上総利益		9,746,785
販売費及び一般管理費		8,583,123
営業利益		1,163,661
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	90,980	
為替差益	4,183	
助成金の収入	6,507	
その他	17,511	119,183
営業外費用		
支払利息	30,255	
その他	4,499	34,755
特別利益		1,248,089
特別利益		
固定資産売却益	6,789	6,789
特別損失		
固定資産除却損失	14,853	
減価償却損失	161,324	
関係会社整理損失	126,772	
貸借契約解約損失	16,460	319,410
税金等調整前当期純利益		935,467
法人税、住民税及び事業税	437,124	
法人税等調整額	△43,250	393,873
当期純利益		541,594
非支配株主に帰属する当期純利益		3,456
親会社株主に帰属する当期純利益		538,137

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(11,383,597)	流動負債	(7,402,500)
現金及び預受取手	1,595,015	買掛金	1,631,987
商品及び製品	4,581,049	短期借入金	1,516,278
貯蔵品	62,380	1年内償還予定の社債	1,950,000
未収入金	343,854	1年内返済予定の長期借入金	1,150,000
短期貸付金	6,463,782	未払金	498,115
前払費用	91,564	未払法人税等	144,563
契約資産	1,993	契約負債	59,102
その他の	59,573	未払消費税等	20,781
貸倒引当金	△3,696,093	前受金	66,986
		賞与引当金	183,000
固定資産	(5,061,915)	役員賞与引当金	20,400
有形固定資産	(937,251)	その他の	161,285
建物	604,312	固定負債	(655,093)
構築物	5,137	長期借入金	50,000
機械及び装置	139	繰延税金負債	443,669
車両運搬具	3,990	再評価に係る繰延税金負債	48,964
工具、器具及び備品	14,401	退職給付引当金	85,744
土地	309,269	商品自主回収引当金	22,415
建設仮勘定	0	その他の	4,300
無形固定資産	(224,465)	負債合計	8,057,593
借地権	188,282	〔純資産の部〕	
電話加入権	799	株主資本	(6,703,151)
ソフトウェア	35,383	資本金	(1,000,914)
投資その他の資産	(3,900,198)	資本剰余金	(687,929)
投資有価証券	3,000,178	資本準備金	645,678
関係会社株式	760,086	その他資本剰余金	42,250
関係会社出資金	29,960	利益剰余金	(5,478,908)
長期未収入金	39,398	利益準備金	217,110
長期前払費用	4,415	その他利益剰余金	5,261,798
その他の	103,094	別途積立金	1,900,000
貸倒引当金	△36,936	繰越利益剰余金	3,361,798
資産合計	16,445,512	自己株式	(△464,600)
		評価・換算差額等	(1,637,022)
		その他有価証券評価差額金	1,510,205
		繰延ヘッジ損益	15,870
		土地再評価差額金	110,945
		新株予約権	(47,745)
		純資産合計	8,387,918
		負債純資産合計	16,445,512

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		20,499,537
売上原価		16,568,922
売上総利益		3,930,615
販売費及び一般管理費		3,796,576
営業利益		134,039
営業外収益		
受取利息	63,983	
受取配当金	597,506	
為替差益	64,344	
その他	9,562	735,396
営業外費用		
支払利息	20,670	
社債利息	3,379	
その他	1,436	25,487
経常利益		843,948
特別利益		
貸倒引当金戻入益	271,616	271,616
特別損失		
固定資産除却損	368	
減損	38,637	
関係会社債権放棄損	386,836	
抱合せ株式消滅差損	120,318	546,161
税引前当期純利益		569,404
法人税、住民税及び事業税	171,167	
法人税等調整額	△48,714	122,453
当期純利益		446,951

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋康之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田大介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

高橋 康之

Ⓔ

公認会計士

山田 大介

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室及びその他内部統制所管部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、重要な決裁書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社三栄コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 清水 誠二 ㊞

監査等委員 杉田 雪絵 ㊞

監査等委員 山崎 雄一郎 ㊞

(注) 監査等委員杉田雪絵及び山崎雄一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員(4名)が任期満了により退任となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、後任として監査等委員でない取締役3名の選任をお諮りするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の内容に異議がない旨のご意見をいただいております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	みず こし まさ き 水越雅己 (1957年4月18日生)	1981年4月 住友商事(株)入社 2004年6月 (株)オリエンタルダイヤモンド 代表取締役社長 2004年10月 (株)トレセンテ代表取締役社長 2014年5月 当社入社 2015年1月 当社営業本部長補佐 当社家具事業部長 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 2020年6月 当社常務取締役 当社営業本部副本部長 2022年1月 当社代表取締役社長(現)	28,200株
【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 水越雅己氏は、2015年に家具事業部長に就任、当社の代表的な事業の一つである家具事業の国内外における更なる発展に主体的に取り組み、優れた経営手腕を発揮しました。2017年には当社取締役に就任、また、2022年1月には、当社を取り巻くビジネス環境が大きく変容する中、新しいビジネスの創造、および次の10年を見据えた事業展開を担うリーダーとして、代表取締役社長に就任しております。以来、これまで培った卸売り、小売り、EC事業等を含む多彩な商社経験や高い知見、また、前職までの豊富なマネジメント経験も活かしながら、当社グループ事業のさらなる成長と収益基盤強化に向けて、社長としての職務と責任とを誠実かつ適切に遂行しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	たか はし てつ や 高橋哲也 (1962年1月9日生)	1984年4月 (株)東京銀行(現株)三菱UFJ銀行)入行 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行)台北支店長 2011年8月 同社国際コンプライアンス統括部長(特命) 2012年1月 同社国際管理部長 2012年5月 同社国際オペレーション統括部長 2015年10月 当社入社 当社関連事業本部長補佐 2016年9月 TRIACE LIMITED 董事総経理 2017年4月 三暉国際貿易(上海)有限公司 董事長(現) 三栄貿易(深圳)有限公司 董事長(現) 三栄洋行有限公司 董事長(現) 2017年6月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 2019年3月 TRIACE LIMITED 董事長(現)兼総経理 2019年6月 当社取締役(現) 当社管理本部長・当社CCO 2021年4月 台湾三栄貿易股份有限公司 董事長(現) 2022年4月 当社総務・人事本部長(現)	8,400株
<p>〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕</p> <p>高橋哲也氏は、入社以来、前職における豊富な海外業務経験やマネジメント経験を活かし、海外関係会社や管理本部において、経営管理のグローバル態勢強化に精力的に取り組んで参りました。2019年に取締役に就任、管理本部長およびチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)として、財務戦略・リスクマネジメント・内部統制・ガバナンス態勢の更なる強化に向け優れた経営手腕を発揮すると共に、ブランド事業を展開する国内関係会社の管掌役員として、事業再編や収益改善にも意欲的に取り組んで参りました。さらに、2022年4月からは総務・人事本部長として人事政策全般を統括する重責を果たしております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	こう たき じゅん や 上 瀧 準 也 (1961年12月20日生)	1986年 4 月 ニチメン(株)(現双日(株))入社 2009年 2 月 双日新潮服装有限公司(香港)董事長兼 上海代表処主席代表 2014年 1 月 双日インドネシア 取締役繊維部長 2018年 2 月 当社入社 参与 家具事業部長補佐 2019年 4 月 当社参与 家具事業部副事業部長 2021年 2 月 当社参与 家具事業部副事業部長兼 マレーシア三栄社長 2021年12月 当社顧問 家具事業部副事業部長兼 マレーシア三栄社長 2022年 1 月 当社顧問 家具事業部長兼マレーシア 三栄社長 2023年 6 月 当社取締役(現) 当社営業本部長兼家具事業部長(現) 2024年 2 月 当社SC業務推進部長兼東京支社長	6,900株
<p>〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕</p> <p>上瀧準也氏は、入社以来、家具事業に従事しており、前職における豊富な海外マネジメント経験と優れたバランス感覚を活かして、家具事業の業容拡大に手腕を発揮しています。2021年からは、マレーシア三栄社長として、自社工場の運営を軌道に乗せると共に、アジアの戦略拠点としての地位確立に貢献しました。また、2022年には家具事業部長に就任、同事業の更なる成長・発展に向けて、国内外の関係会社を含めた家具事業全般を統括、また2023年からは営業本部長として営業部門全体を牽引する重責を担っております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、同氏を取締役候補者とするものであります。</p>			

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、水越雅己氏、高橋哲也氏および上瀧準也氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で継続する予定です。
- 3.当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役清水誠二氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに、監査等委員である取締役1名の選任をお諮りするものであります。なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです（※印は新任の候補者）。

また、本議案が原案どおり承認された場合、本議案により選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の規定に従い、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ あら い さぶ ろう 新 井 三 郎 (1965年11月24日生)	1989年4月 (株)東京銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行)欧州本部欧州CIB部 兼 ストラクチャードファイナンス部(ロンドン駐在)次長 2013年5月 同社ストラクチャードファイナンス部 豪州ストラクチャードファイナンス室長(シドニー駐在) 2015年7月 同社ラブアン支店長(クアラルンプール駐在) 2016年4月 同社コンプライアンス統括部 企画グループ次長・特命 2019年10月 当社入社 参与 管理本部副本部長 2020年6月 当社参与 総務・人事本部長兼総務部長 2021年6月 当社執行役員(現) 総務・人事本部長兼 総務部長 2022年4月 当社執行役員 管理本部長 兼 当社CCO(現)	4,000株
<p>〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕</p> <p>新井三郎氏は、入社以来、当社および当社グループの管理部門を統括する総務・人事本部長ならびに管理本部長を経験すると共に、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)として、社内のコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス経営の推進、内部統制委員長として内部統制体制の維持向上、さらには、攻めのガバナンス態勢の構築と実践的な運用に向けて、真摯かつ精力的に取り組んで参りました。欧・米・亜・オセアニアでの勤務経験を有し、バランス感覚に優れ、誠実な人柄で、経営者としての客観的かつ公平な視点も持ち合わせております。こうしたことに鑑み、当社のガバナンス態勢のさらなる向上のため、同氏を常勤の監査等委員である取締役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、新井三郎氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で締結する予定です。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 新井三郎氏は、常勤の監査等委員候補者であります。

<ご参考> 取締役選任・指名の方針

- ・当社は、監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とします。
- ・監査等委員でない取締役については、会社経営や当社の事業に精通し、業務執行取締役として、当社に貢献でき、かつ、人格・識見に優れている人物とします。
- ・監査等委員である取締役については、経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、会社の企業活動に助言を行なうことができる人物とします。
- ・社外取締役については、法律・財務・会計・会社経営などの専門的知識や経験があり、優れた人格・識見を有する人物から2名以上選ぶこととします。
- ・社外取締役を選ぶにあたっては、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立性判断基準および2018年9月28日に取締役会で承認された当社独自の独立性の判断基準のいずれにも反しない人物の中から、当社に相応しい人物を選ぶこととします。
- ・取締役会の構成としては、経営企画、営業部門、管理部門など、当社の事業運営に関わる専門的な識見・能力を有する取締役と、2名以上の社外取締役により取締役会を構成することを基本とします。
- ・監査等委員会の構成としては、社内・社外を問わず、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任することを基本とします。
- ・多様性を重視した取締役の選任を実現するため、外国人や男女による差別は行いません。
- ・透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて、定時株主総会に上程する取締役候補者を取締役会決議により決定します。

〔スキル・マトリックス〕

当社グループでは、「くらしに、良いものを。」をテーマに、生活用品の取扱いを事業の主軸に置き、グローバルなネットワークと優れたサプライチェーン体制の下で、商品の企画・製造・生産管理・物流・アフターサービスまで一貫して支援・提供する「OEM事業」と、国内外の秀逸なブランドあるいは当社固有のブランド商品を販売する「ブランド事業」という2つのビジネスモデルを展開しています。これらのビジネスを展開し、当社グループの企業価値を持続的に高めていくために、当社では取締役が備えるべきスキルとして、以下のスキルを特定いたしました。取締役の候補者選定にあたっては、取締役会全体として、当該スキル構成に極端な偏りが生じないようバランス、多様性を考慮してまいります。

〔2024年6月27日開催の定時株主総会の取締役選任議案が承認されたのちの経営体制〕

スキル	グローバル・マネジメント	財務・会計	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	マーチャンダイジング	マーケティング	サプライチェーン・マネジメント	ヒューマン・リソース
説明	国内外における企業経営、事業運営の経験	財務会計や経理、ファイナンスなどの経験と知識	法律の知識やリスクマネジメントの経験と知識	ESGに配慮した事業展開、環境への理解(作り手・商品提供者の責任として、地球の環境、人々の健康を守ることを実践すること)	経営ビジョンに掲げる「くらしに、良いものを。」を体現する生活用品業界における知識・経験。特に部材の調達力、商品開発力	秀逸なブランドを発掘する目利き力、ブランディング強化や新ブランドの市場投入の経験・知見	工場(製造・品質管理)から物流・店舗運営・小売まで一貫したサービスをグローバルな視点で提供する知見・経験	人事・人材開発、労務の経験と知識や多様性に対する理解と知見
水越 雅己	○			○	○	○	○	
高橋 哲也	○	○	○			○		○
上瀧 準也	○			○	○	○	○	
新井 三郎 (監査等委員)	○	○	○					○
杉田 雪絵 (監査等委員)		○						
山崎 雄一郎 (監査等委員)			○					

以上

株式会社三栄コーポレーション
第75回 定時株主総会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- J R 総武線「両国」駅東口・西口より徒歩約8分
- 都営地下鉄大江戶線「両国」駅A 1 出口直結



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。